

平成26年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年9月10日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成26年9月10日(水) 午前9時04分
散 会 日 時	平成26年9月10日(水) 午後4時10分
委 員 長	谷口 達郎
委員会出席 委員	
委 員 長	谷口 達郎
副 委 員 長	橋本 稔
委 員	阿部 慎也 田中 克美 秋谷 修 加藤 孝
委員会欠席 委員	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 7 8 号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 9 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 8 0 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 3 号	平成 2 6 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 5 号	平成 2 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 7 号	平成 2 5 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 9 号	平成 2 5 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 9 0 号	平成 2 5 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 9 2 号	平成 2 5 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 9 3 号	平成 2 5 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	藤	間	高	志
都市整備部副部長	新	井		浩
都市整備部副部長	武	藤	幸	二
都市計画課長	中	井		誠
建築課長	白	井	邦	昌
市街地整備課長	島	田	友	光
市街地整備課副参事	神	田	英	昭

(建設部)

建設部長	長	島	祥	一
建設部副部長	小	谷	野	幹
道路課長	田	沼	文	男
工事課長	原	口		正
下水道課長	金	井	利	明
水道課長	小	峰	栄	一
吹上支所副支所長	鵜	飼	能	志
川里支所副支所長	馬	橋	陽	一

書記	森	田	慎	三
書記	中	根	規	子

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と加藤孝委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第78号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第79号 市道の路線の廃止について、議案第80号 市道の路線の認定について、議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第83号 平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分、議案第87号 平成25年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第89号 平成25年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第90号 平成25年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第92号 平成25年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第93号 平成25年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案11件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第79号及び第80号を一括して議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第85号の一般会計決算認定については歳入歳出一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第79号及び第80号について一括して執行部の説明を求めま

す。

(道路課長) おはようございます。それでは、議案第79号 市道の路線の廃止について、1路線についてご説明申し上げます。

それでは、初めに図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。まず、市道E-364号線でございますが、起点を鴻巣市すみれ野4番5地先とし、終点を同15番1地先とします幅員64.5メートル、延長45.61メートルの路線でございます。これは、北鴻巣駅西口駅前広場において自由通路に屋根及び公衆トイレ設置に伴い市道認定から除くため、認定を廃止するものでございます。

続きまして、議案第80号 市道の路線の認定について、4路線についてご説明申し上げます。議案及び本日先ほどお配りいたしました参考資料の公図もあわせてごらんいただきたいと思います。まず、今回の4路線のうち2路線につきましては、先ほど廃止のご説明をいたしました、北鴻巣駅西口駅前広場の路線の認定でございます。残りの2路線につきましては、開発事業に伴う路線の認定でございます。

まず、図面ナンバー2の市道E-384号線でございますが、起点を鴻巣市すみれ野4番5地先とし、終点を同106番地先とします幅員9.6メートルから29.2メートル、延長98.5メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー3の市道E-385号線でございますが、起点を鴻巣市すみれ野105番1地先とし、終点を同105番1地先とします幅員9.2メートル、延長11メートルの路線でございます。以上が北鴻巣駅西口駅前広場の路線の再認定でございます。

次に、開発事業に伴う路線の認定でございます。図面ナンバー4の市道E-386号線でございますが、起点を鴻巣市宮前字本田113番3地先とし、終点を同113番9地先とします幅員4.5メートル、延長70.71メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー5の市道H-221号線でございますが、起点を鴻巣市鴻巣字沼田1186番8地先とし、終点を同1113番2地先とします幅員5メートルから5.42メートル、延長82.5メートルの路線でございます。以上で認定のほう、説明を終わらせていただきます。

なお、今回認定する開発道路2路線につきましては、建築物がある程度進んだ時点で補修等を行う予定で開発業者との調整は事前に済んでおりますので、報告させていただきます。

以上、4路線の認定をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時12分)



(開議 午前10時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第79号及び第80号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) では、順番どおり質問させていただきます。

北鴻巣の西口のところの廃止と認定路線についてお伺いをいたします。土地の形状は、駅の屋根をつけるというのに当たりましての廃止という説明を受けております。残った部分についての認定だと思っておりますけれども、前から出ておりました屋根の形状、それで今回トイレもつくというような話だったのでありますが、ちょっとその辺の形状について、わかっている範囲でご説明願いたいと思います。

(都市計画課長) 現在ちょっと設計中ですので、詳細がまだ上がってきていませんので、一応大枠につきましては、階段については全面的な屋根をつけて、自由通路部分については、詳細を今協議している最中です。

(田中) わかりました。まだ設計段階で、はっきりと答えられないということですね。

では、ちょっと質問をかえさせていただきます。開発が2カ所、宮前と沼田地内が多分あったと思うのですが、そこでちょっとお聞きしたいのが、道に関しては幅が4メートル以上なら業者によって自由に行けるような話がありました。それで、前々からであったのが水の調整のますが多分宅内に今つけるような義務的になっていたと思うのですけれど

ども、その形状が、多分両方見たと思うのですけれども、まずになっていて、片方が多分石のになっていたと思うのですけれども、下がなかったのです。上あったのですけれども、下が。あれは家つくったときに下掘って、砂利で浸透にすればいいのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいのですけれども。最初からつくらなくて、家完成したときに面積に応じてのがつくってあればいいのかどうかということです。それ建築でないとわからないですか。

（道路課長）これは、市の雨水流出抑制に基づいて建築のときにやるという部分もあるのでありますが、基本的には開発の検査時に最終ますについては雨水の流出が、処理能力ができるような、それにはいろいろなタイプあると思うのですけれども、基準の処理能力ができるような形で設置していただくというようなことを行っております。

（田中）今の話だと、要するに最後の建築確認のときまでに処理能力に応じたのをつくればいいということで理解してよろしいわけですね。では、次の質問に入りますが、ちょっと開発の関係で質問してよろしいでしょうか。沼田のほうのところは、多分公園が1カ所あったのですけれども、あれというのは面積要件が平米に応じてつくる義務があるとかということでつくってあったのでしょうか。

（建築課長）戸建て住宅の場合には、3,000平米以上の宅地分譲につきまして公園を設けていただくというお願いをしております。以上でございます。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第79号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) 議案第78号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の第6条第1項第1号ウ中の「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等を特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

また、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の第9条第2項第2号中の「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「女子」の次に「又は同条第2項に規定する男子」を加え、配偶者のない男子についても市営住宅への入居順位を優先させるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 現状の市営住宅に入居されている方で、今回この改正する前の条例に該当している方というのは、つまり中国残留邦人の方はいらっしゃるのですか、現状。

(建築課長) 中国残留邦人の方はおりません(P6「その支援を受けている方はおりません」に発言訂正)。

(秋谷) あと、その下の今回新たに加わるほうでしょうか、母子及び寡婦福祉法に該当している方は現在いらっしゃいますか。

(建築課長) 母子世帯49戸ございます。また、父子世帯につきましては2世帯ございます。計51戸になってございます。以上です。

(秋谷) 9条の第2項第2号中の母子及び寡婦福祉法と書いてある条文の中に今回父子というものが入ってくるのですけれども、現状もう父子の方がいらっしゃるのですか、入居なされている。それは、時期的なものはどうくらい前で、何を準用して入居してもらっていたのかな。

(建築課長) 一般家庭で入居されておりました、配偶者の方、奥様が亡くなられたということを知っています。それがいつだったかというのは、今ちょっと資料がないものですから、わかりませんが。以上でございます。

(委員長) ほかに。

(何事か声あり)

(建築課長) 先ほどの中国残留邦人の関係で訂正をお願いしたいのですが、中国残留邦人の方自体はいらっしゃるのですけれども、その支援を受けている方はおりませんということで訂正をお願いしたいと思うのですけれども。

(委員長) ほかに質疑は。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) では、何点か質問をさせていただきます。

生活……

(委員長) ページ数言ってくれる、ページ数から

(田中) 19の上から2段目の生活道路改良事業ということで、自転車道路の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、バイパスから免許センターの間をやるのか、そうではないかなと思って聞いているのですけれども、どこからどこまでやるかということです。

(道路課長) この整備エリアにつきましては、国道17号、鴻巣警察署から免許センター前ということを用意しております。

(田中) わかりました。

では次に、今度は一番下のほう、上谷総合公園整備事業で、t o t o が当たったらナイター施設、サッカー場をやる予定での設計ということなのですけれども、設計は組むのでしょうかけれども、これ当たらなかつたら話ではナイター施設をやらないということだから、あとは流れてしまって、これの260万だけで終わってしまうのかなという、その辺の流れを

ちょっと知りたい。

（都市計画課長）今年度テニスコートのほうにつきましては採択をいただきまして、整備をしているところでございますけれども、採択されない場合は次年度のまた基礎資料として使用させていただきますので、追ってというか。

（田中）わかりました。要するに来年がだめなら、その次の年にもう一回持っていくということだったら理解できます。

（都市計画課長）そのとおりです。

（田中）もう一点、市営住宅の入居管理事業で結構前向きな発言をしていらっしゃるのですけれども、滞納者に対しての措置というのに関しまして、これからある程度積極的に取り組むような姿勢がうかがえたのですけれども、実際には強硬手段に出るのかどうかということです。

（建築課長）鴻巣市といたしましては、平成5年に1度明け渡しの訴訟を行っておりまして、その当時の事例が35カ月の滞納月、滞納金額は約130万ということで、今回につきましてもその前例を超えるような形での事案でございますので、今回予算措置をいただいて、当事者にその旨を報告して、滞納が改善されないようであれば、今後議会承認をいただいた上で訴訟という形を考えております。

以上でございます。

（加藤）19ページのふるさと総合緑道整備事業で、竹林公園の前の元荒川の浚渫工事について聞きますけれども、県から市に事務委託というふうなことでお聞きしたのですけれども、この費用負担というのはどういうふうになってくるのでしょうか。

（都市計画課長）協定に基づきまして、区域内の除草、簡易な維持修繕、土砂の撤去、発生したごみの処理は協定で一応結ばれております。

（加藤）それ全部市が持つということなののでしょうか。

（都市計画課長）そのとおりです。

（加藤）そうすると、大規模な事業については、改修工事等が起きた場合は、それは協定外ということで県の負担ということになるのでしょうか。

(都市計画課長) そのとおり、軽微なものを除く改築または台風被害等につきましては、県のほうで実施していただけるという協定になっております。

(阿部) 19ページの駅施設等維持管理事業のうちのエスカレーターがかなり修繕を必要としていると。これは、どこのメーカーのエスカレーターで、それでエスカレーターの耐用年数というのは一体何年ぐらいなのかお聞きしておきたいと思います。

(都市計画課長) メーカーにつきましては、三菱製だと思います。耐用年数につきましては、一応法定上15年という形なのですけれども、メーカーというか、建築物維持保全協会というところが出している指針によりますと、適切な維持補修がされている場合につきましては、25年程度はもつのではないかという指針が出されております。

(阿部) 今現在何年経過しましたか、先ほどありましたけれども。

(都市計画課長) およそ15年。

(阿部) では、これからあと10年間ぐらいは、やはり整備をしながら使っていくというような方向でやっていくのかな。

(都市計画課長) 適切な管理に努めまして、一応指針で言われている25年程度はもたせていきたいと考えております。

(阿部) 次、20ページの市営住宅入居管理事業、この家賃を滞納していて、それで明け渡しをお願いした後に、その人が払えるのに払わないでいるのか、払えなくて払わないのか。払えなくて払わない人については、明け渡した後、どんな待遇を市として用意しているのかお聞きしておきたい。

(建築課長) 今の段階でその件につきましては考えておりませんでしたので、これについては考えを明確にしまして、どういう対応図ればいいのか、訴訟ということになりますと、弁護士先生とも調整を図りながら決定していくのかなとは考えておるところなのですが、今の段階では、申しわけございません、明確にその辺は対応は考えてございません。以上でございます。

(阿部) ただ、心配なのは結局強制的に退去いただいて、その後に路上

生活か何かを余儀なくされる人たちがいるとしたら、これは不幸な話だから、追い出したのはいいけれども、その先の待遇というのをぜひ聞いておきたかった。そうでないと、路上生活者になれということは言えないわけで、それこそさっき言ったように、払えるのに払わないやつ、これはもう出ていってもらって好きにしろということとは言えても、でも払えないで払わない人については、これは甚だ心配なので、ぜひともよりよい対応を検討していただければいいなというふうに思います。

（建築課長）承知いたしました。

（秋谷）19ページの道路改修事業のほうでお伺いしますけれども、今回補正ということで当然緊急性というか、必要性というものがしっかりあった上での事業の実施に至ると思うのですけれども、どれくらいお待たせしてしまっているものなのでしょう。地域の住民の方々が早く対応してもらいたいというお話は当然来るのでしょうかけれども、1年ぐらいお待たせしてしまって結果的に今回の補正になったのか、それとももうちょっと早く対応できたのか、いろいろむらはあると思うのですけれども、そういったところを大体でいいので、教えてもらいたいのですけれども。

（道路課長）道路改修あるいは道路改良等、非常に市民の皆様からの要望が多い状況でございます。そういった中で、やはり緊急性、危険の度合いであるとか、またお子さんたちの通う通学路等、十分に現況を把握したり、あるいは鴻巣市道路等整備箇所評価検討会というもののの中で優先順位をつけて整備を行っていくということでございますので、状況によっては1年前のものもあります。昨年度末とか、ことしになってからというのも状況によっては発生することもあります。

以上でございます。

（秋谷）19ページの一番下の上谷総合公園の整備事業のサッカー場のナイター設備についてお伺いしますけれども、需要というのはどれくらいあるものなのでしょうね、需要。

では、逆の聞き方をすると、今現在上谷総合公園のサッカー場、昼間稼働率、そういった利用団体の方からできれば、実際の赤見台とか見ていると、夕方以降活動されているサッカークラブというのは多いでしょう

から、ナイター設備ができれば、それ相応の需要というのはあるとは思
うのですけれども、今現在そういう団体の方々というものはいろいろな
ところを、鴻巣市内に限らず使っていく中でやりくりはできていると思
うのです。

（都市計画課長）申しわけありません。指定管理というか、スポーツ施
設の管理がスポーツ課という形になっていますので、後ほどちょっと調
べて……

（秋谷）ちょっと見当違いのお話をしてしまったので、では一番最後の
市営住宅のところをお伺いしますけれども、さっき一番最初、田中さん
からの質問の中で、延滞の期間や額が過去の例を超えてしまっている
というお話はあったのですけれども、具体的に何カ月滞納があつて、金額
は幾ら滞納されているのかをまずお答えをいただきたいと思います。

（建築課長）滞納月におきましては、42カ月になってございます。金額
につきましては、134万4,600円という金額でございます。
以上でございます。

（秋谷）当然悪質な滞納者ということの中で今回この補正が出てきてい
るというお話だったと思うのですけれども、その方の所得等をしっかり
把握できた上でのお話だろうと思うのですが、具体的にどういったお勤
めの方で、どういった悪質性というのでしょうか、そういう点まで調査
ができているのでしょうか。

（建築課長）基本的に鴻巣市からの通知等に応じていただけないと、連
絡を例えばいただきたいという通知文書に対して連絡をいただけない、
そういうような一方通行の状況でございまして、お勤め先等についても
うちのほうとしては把握はしておりません。

（秋谷）所得状況の把握もできていない。

（建築課長）本来1年に1回のそういった家賃を決定するための通知に
ついては出していない状況でございます。

（秋谷）そうすると、今のお答えだけを聞いていると、しっかりご本人
さんとやりとりができた上で、実際は所得がなくて途方に暮れているの
か何なのか、例えば本来だったら生活保護の申請をすればいいものを、

そういったものをしないでという可能性も当然あるわけなのではないでしょうか。本人との連絡がとれていないというようなお話ですよ、確認ができないのだから。そういった具体的なお住まいの方の、例えば保証人の方へのご連絡であるとか、そういったことまで一切の手だてがないという理解でいいのですか。

（建築課長）保証人の方がご存命のときは、保証人の方が家賃を代理で納めていただいた状況でございましたが、保証人の方がお亡くなりになりまして、その後家賃が滞っている状況が続いているという状況でございます。

以上でございます。

（秋谷）そうすると、一番最初の説明の中では悪質な方に対してというお話だったけれども、現実的にその方と直接的なやりとりができていない状況の中だと、相手の方の詳細な状況を見てみないと、最終的に我々議会のほうに訴訟の案件が上がってくることはないかもしれないというぐらいの認識でいいのかな。具体的に相手が明らかに、例えば所得があるのに逃げている、もう一切連絡をとっていないとか、そういう状況までの調査は、どうも今のお話だとできてなさげで、なおかつ今までは保証人の方が家賃を納めていた、それでお住まいだった。保証人の方がお亡くなりになってから家賃が入らなくなった。つまり何かしら保証人の方が面倒を見るような状況の中で今までお住まいだったように見受けられるのですけれども、具体的にそのあたりの状況を見てみないと、まだ何ともわからないというような認識でいいのでしょうか、この案件は。連絡がとれていないのですよね、相手方と。

（建築課長）平成25年に家賃の滞納処理の要綱を定めさせていただきまして、それに伴いまして事務を進めている中で、担当課といたしましては、できる限り督促通知を出して催告を行って、その辺については郵便物等の投函されているところを確認しますと、届いている状況は確認しておりますけれども、それについての一切の市への応答がないという状況ですので、今回このような形で担当課といたしましては、そういう法的なことも辞さないよという形で予算をつけていただきまして、今後そ

ういうことを先方にも伝えまして、状況を見ながら議会のほうにもお願いしたいというふうに考えてございます。

（秋谷）お話しされている内容はわかります。郵便物のポスト状況を見ても、ちゃんとどうやら見ているようだと。それで連絡が何で来ないのだということで悪質といえは悪質なのかもしれませんが、今まで保証人の方がお支払いをしていたというところが何か気になるのです。もしかしたら、今現在ご入居されている方は、今でも保証人の方が支払ってくれているとかそういう認識があるのでしょうか。どういうところなのだろう。

（建築課長）担当のほうから催告通知、督促通知は出させていただいておりますので、その辺については、ご本人も十分ご承知していただいているものと考えております。

以上です。

（橋本）では、何点か質問させていただきます。

道路改修事業なのですけれども、先ほど評価検討委員会で確認することなのですが、そのメンバーというのは誰で、危険の順位、それどうやって判断するのかちょっと教えていただきたいと思います。

（道路課長）まず、これは庁内の検討会ということで、建設部長が委員長ということで、以下建設副部長、都市計画課長、道路課長、工事課長、生活安全課長、学校支援課長がこの検討会のメンバーであります。この検討会の中では、その対象箇所の必要性、効率性または効果ということをこういう指標に基づいて数値化して評価を行うということで第1次評価を行いまして、それで優先順位が上がってくるわけなのですけれども、そういった中で検討会の中でいろんな議論の中で決定していくと、優先順位をつけていくというような状況でございます。

以上です。

（橋本）それでは、もう一つ、街路事業、ここで駅前のエスカレーターのメンテナンスなのですけれども、当然14、15年たてばメンテナンスの時期とか、そういうのは決まっているのではないかと思うのですけれども、なぜわざわざ補正でやったのかちょっとお伺いします。

(都市計画課長) 今回定期点検をお願いしているのですけれども、大分摩耗が限界にきているという報告が上がりましたので、今回上げさせていただきます。

(橋本) ベルトの交換とかですよね。ベルトの交換は、もっと頻繁にやっているものではないのでしょうか。

(都市計画課長) ベルト交換等につきましては、定期点検を行いまして、たえられるようでしたら使用しているという形です。

(橋本) わかりました。

あと街路事業で、今回のちょっと余り関係ないかもしれませんが、何度も委員会でも話してあると思うのです。荒川左岸道路の低木、この間踏切事故があったときに、同じようにその日にあそこもう一台事故があったのです、大きな荒川左岸の。それは、やっぱりとても見にくいので、あの低木を処分するか、そういうことはできないかどうかちょっとお伺いしたいのですけれども。

(道路課長) 荒川左岸道路線につきましては、毎年低木の剪定等を行っております。交差点、直近につきましては、通常の標準的な部分よりかなり短く刈り込んでおるところでございますが、やはり木の種類によっては非常に枝の徒長というのですか、伸びる成長が早いということで、ちょっと見通しの関係が悪くなるようなところも時たまございます。このような場合につきましては、部分的な安全上、剪定も行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

(橋本) それでずっと来ていると思うのですけれども、少し確かに刈り込みしてもらうように、それでも見にくいですよね、すごくほかの、特にしまむらの前あたりのところは。ですので、短く刈り込むよりかなりとってもらわないと、見にくいと市民の方は随分言われるのです。あれだけ交通事故あるので、それはもう考え方変えないといけないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

(道路課長) これにつきましては、やはりもう一度、しまむらのところですか、ほかも含めて現地のほうを再調査させていただいて検討してい

きたいというふうに思っております。

以上でございます。

(橋本) お願いいたします。

あと上谷の総合公園なのですけれども、平日いつ行っても何か人が少ないと、今。よく見ると、お子さん連れというのはほとんどいないと思うので、やっぱり子ども、ちっちゃな子、それを連れていくような公園がないのではないかと思うのですけれども、そういったものはこれから考えていくのでしょうか、それだけちょっと伺いたいと思います。

(都市計画課長) 上谷総合公園につきましては、今年度につきましてはプール跡地の整備を今現在進めております。それと同時に、東側のテニスコートの部分についても今現在整備を進めている最中ですので、幅広く利用していただけるように検討していきたいと考えております。

(橋本) 幅広くというのは、テニスはみんな大人だと思うのです。小さい子が遊ぶような砂場とか滑り台とか、そういう公園もあったほうがいいのではないかなと思いますので、ちょっとそれを検討していただきたいと思います。

それと、ではさっきの市営住宅の問題なのですけれども、これほかにも滞納している方って結構いるのでしょうか、この松原以外にも。

(建築課長) いらっしゃいます。

(橋本) それは、今思うのですが、42カ月滞納というのは、かなり滞納だと思えるのですけれども、本来基準があると思うのですけれども、どのくらいでやっていると、やることはあるのですけれども、本人に会うとか、そういういろんなことができると思うのですけれども、なぜ42カ月になってしまったのかちょっとお伺いします。

(建築課長) 本来3カ月という形で対応を図っていかなければいけないものですが、先ほどお話の中にもございましたように、一方通行という形でこういう状況に至ってしまったと、このように考えてございます。

(橋本) 一方通行といっても、多分自治会の住んでいる方とか見たことあるのですか、この人。ちゃんと存在している人なののでしょうか、それは。ちょっとその辺お伺いします。

(建築課長) 団地には管理人さんという方がございまして、そちらの方に確認させていただいて、月に何度か戻ってくるとか、そういうお話は伺っております。

(橋本) これは弁護士さん、訴訟を起こして、将来的には強制執行とかそういう形をとる方向になるのでしょうか。

(建築課長) そのような処理も視野に入れた形で今回このような形で補正をお願いさせていただきます。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時55分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第83号 平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) 5ページの歳出、修繕料の件ですけれども、郷地、安養寺施設の操作パネルの交換という説明でしたが、単なる老朽化という理解でよろしいのでしょうか。

(下水道課長) こちらの施設につきましては、平成15年3月に供用開始しておりますが、そのとき設置したものでございまして、約11年ほど経過しております。

以上です。

(秋谷) いや、その11年というものが老朽化なのか、それとも何かほかに原因があつての交換なのか、そのあたりははっきりお答えになってもらわないと。

(下水道課長) こちらの機器につきましては、24時間稼働している農業集落排水施設の運転状況が確認できるものとなっております。そして、こちらはパネルに情報が出せるようなものとなっておりますが、そのパネルのディスプレイが故障しまして、現在まるっきり画面が出ていない状況です。したがいまして、先ほど言われた老朽化も一理あるものと私どものほうでは考えております。

以上です。

(秋谷) そうしましたら、操作パネルの表示が今あらわれていないという状況という話でしたけれども、笠原第1、第2と、あと上会下のほうというものとパネルとはやっぱり違うものなののでしょうか。

(下水道課長) 笠原第1につきましては、平成23年から24年にかけて改修工事を行っております。その際、交換しております。笠原第2と、それから上会下につきましては、従来のものでそのまま設置されている状況です。

(秋谷) もうちょっとその説明いただきたいのですけれども、そうすると笠原の第1で使っているものと、ここの郷地、安養寺のものは比較的新しいもの、それで笠原の第2と上会下のほうは旧来タイプのもの、それでそちらのほうは耐用年数が結構長い、上会下と笠原第2のほうは。

ということですか。

(下水道課長) それぞれ供用開始の年月が違うものですから一概に言えないのですけれども、ちなみに笠原第1につきましては供用開始が平成2年でございます。それから、郷地、安養寺につきましては先ほど申し上げました平成15年でございます。点検している業者がございしますが、そういったこの機器を24時間のデータ管理をするために必要な機器ということでございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 平成26年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時28分)

(開議 午後1時28分)

(委員長) 再開します。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 4 0 分)



(開議 午後 2 時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

まず、質疑ですけれども、できたら皆さんとりあえずきょうは3人ぐらいにさせていただいて、30分以内ぐらいでひとつ、それで追加であった5分か10分また認めますので、そんなところでご協力いただければと思います。予定時間は、きょう4時半ぐらいで終わらそうと、そう思っていますので。

それでは、加藤委員、お願いします。

ページ数とそこの項目等を言うてからお願いしたいと思います。

(加藤) 37ページなのですけれども、住宅資金貸付金元金収入、収入済額が50万4,330円で、収入未済額が196万9,020円あるのですけれども、この収入未済額、非常に多いと思っていますけれども、これはどうしても納入できないような、そういった事情というのが見受けられるのでしょうか。

(建築課長) 滞納繰り越し分の196万9,020円につきましては、この方につきましては平成18年度から平成22年度までの償還金が滞納となっておりまして、今年度に入りまして4回自宅を訪問いたしました。玄関があいて、鍵があいているのですけれども、応答がないような状況でございまして、この償還期間については、この方は平成22年度で終了となっております。その後につきましては本来はもう償還期間は終えている状況なのですが、こういった形で滞納が残っているという状況になっております。

(加藤) そこに住んでいることは住んでいるということなのですね、そうしますと。そうすると、夜行くとか、土日に行くとか、そういった努

力というのはされているのでしょうか。

（建築課長）4度の中で夜間が1回、昼間2回、朝1回という形で4度訪問しています。今後もそういった形で進めてまいりたいと思いますが、いかんせん会えないという状況でございまして、うちのほうの意思が伝えられない状況、文書等でも連絡をお願いしているところなのですが、一方通行、これもそういう状況になってございます。

（加藤）先ほどの市営住宅の家賃でございませぬけれども、最終的には訴訟による回収ということも今後視野に入れることができるのでしょうか。

（建築課長）委員おっしゃるとおり、こういう事例も含めるような形で今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

（加藤）171ページなのですけれども、緑化推進事業の中で緑地保全奨励金12万1,000円とありますけれども、これは何団体で、何カ所ぐらいやっているのでしょうか。

（都市計画課長）それにつきまして、保護樹林が一応今現在指定されているのが38本、保護地区が2カ所となっております。

（加藤）そうすると、全部で、ボランティア団体だと思うのですけれども、ほぼ。金額的には非常に少ない、そうではないのですか。これは、どういった団体が受けているのでしょうか。緑地等保全奨励金。

（都市計画課長）この171ページの緑地等保全奨励金につきましては、保護樹林と、それと緑地の保護地区についての奨励金となっておりますので、ご質問は多分保守団体についてご質問されているのでしょうか。

（要は地権者の声あり）

（都市計画課長）地権者数。

（奨励金を出している先の声あり）

（加藤）了解です。

217ページなのですけれども、市街化編入に伴う地区道路整備事業6,500万円で、これが平成21年度ですか、市街化編入されましたけれども、これで道路等、各地区によってアンバランス、4地区ありますけれども、

南側地区のほうが道路進捗率が高くて、こっち側の大間、滝馬室のほうは少ないかなというふうなことなのですが、と思っているのですけれども、その辺の状況はどうなのでしょう。

(道路課長) 4地区満遍なく着工したいというふうな考え方はあるのですが、昨年度工事のほうを先行しましたのは小松2丁目地区あるいは松原3丁目地区ということで今後も引き続き大間、滝馬室地区、今後用地買収のほうを進めて順次4地区が同時並行というふうな形で、なるべくそういう形で持っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(加藤) そういうふうに持っていくということなのですが、その優先順位とか、どこの道路を優先するとか、どこの地区を優先するとか、そういった基準みたいなものがあるのでしょうか。

(道路課長) これにつきましては、まず消防活動困難地区というものの解消に向けて、まず現道のないところ、計画されている新設道路を中心にまずもって進展させていくという考えでおります。以上です。

(加藤) ぜひとも均等にやっていただきたいと思います。続きまして、225ページなのですが、先ほど三谷橋一大間線2期工事のところを通ってきましたけれども、この進捗率はどうなっているのでしょうか。

(道路課長) 現在のところ、約30%ということでございます。用地取得率、事業用地全体に対する進捗率、約30%ということでございます。

(加藤) 全部で地主がこの区間どれくらいいて、賛同を得られている地主さん、あるいは反対を表明している地主さんというのは大体何割ぐらいかわかりますでしょうか。

(道路課長) 用地のほうの買収面積が48筆ございます。物件のほうもやはり市街地ということで48件ございます。それで、用地の総買収予定面積としますと約3,000平米ということございまして、賛同を得られているかという割合等につきましては、鋭意宮地交差点あるいは鴻神社交差点を中心に買収を順次行って、交通渋滞等の緩和等を目指してい

くということで、賛同を得られていない方に対しましては鋭意協力をお願いしていくということでございます。

以上です。

（加藤）よく歯抜け道路みたいのがありますけれども、ああいった可能性になるということは考えられるのでしょうか。

（道路課長）やはり都市計画道路ということでございますので、これにつきましては計画の幅員全部整備できるように努力したいということで、現時点ではそのようなことは全く考えておりません。

以上です。

（加藤）続きまして、一番下のところの段の一番下なのですけれども、市街化編入に伴って行う荒川左岸通線、これは平成28年度までで分家通りまで終了するという事なのですからけれども、予定どおり完了の見込みなののでしょうか。

（道路課長）現在のところ、用地買収につきましては98.5%ということで、今年度で用地買収は完了すると見込んでおります。来年につきましては、供給処理施設である水道あるいは下水道を整備しまして、28年度に本工事ができればというふうに考えております。

以上です。

（加藤）それで、その先なのですからけれども、この決算と少し関連がありますけれども、その先から中村管工のところまでずっとやるということで市長公約にも載っていますけれども、それは中村管工のところには老人ホームが建ちますよね。あそこは、そこにちょうど通りがかかるのでしょうか。

（道路課長）分家通りからさいたま一鴻巣線まで、おおむね600メートルでございます。この間の中では、この事業化に向けての今後の道路整備の状況を見ながら事業認可に向けて埼玉県と今後協議を行っていくということでございまして、先ほどの中村管工の隣接地の老人保健施設ですか、これにつきましては今般の荒川左岸には、近くは通りますけれども、用地はかかっておりません。

以上です。

(加藤) ちょっと戻ってしまうのですけれども、211ページなのですけれども、後退用地分筆補償事業というので28件で273万6,000円、この件数というのは確認が行われて、何件か、何十件、何百件あるかわからないのですけれども、分筆してその補償事業、これ10万円なのですけれども、これはもらっている人の割合というのはどれくらいなのでしょう。

(建築課長) 今ちょっと計算させていただいてよろしいでしょうか。

(委員長) それでは、これ飛ばして次の質問をお願いします。

(建築課長) 計算が終わりましたらご報告させていただきます。

(加藤) 229ページなのですけれども、大間近隣公園の設計委託料というのが228万9,000円ありますけれども、これ28年度、29年度までに近隣公園をつくるというふうに聞いていますけれども、この設計委託料の中身というのはどんなものなのでしょう。

(都市計画課長) これは、盛り土部分の造成工事費の積算、盛り土工事です。施設工事については、まだ実施しておりません。

(秋谷) まず、21ページです。土木使用料の中の住宅使用料の中の収入未済が932万300円、市営住宅の関係だと思えるのですけれども、先ほどの補正の続きになって申しわけないのですけれども、調定額が7,582万6,000円の中の10%近く収入未済、累積分も当然入っているのでしょうけれども、あるというのは、これはいかがなものなのでしょう。先ほど言った140万近くのお金も当然入っているのでしょうけれども、また先ほど加藤委員が質問した中で4回訪問しているような、そっちは住宅資金の貸付金の元金収入の話もありますけれども、ちょっと早急に対応を考えたほうがいいのではないのでしょうか。いかがです。よくうちの同僚の岡田議員が言うのです。要は自分の金ではないから、こうなのだ。もし自分がお金貸しているとか、財産貸して入ってこなかったらどう思うのだということをよく岡田議員がうちの控室で話すのですけれども、そういう感覚なのだろうと思う。どういう感覚かといったら、皆さん方は市営住宅といっても市民の皆さんの財産を要は預かっているわけですよ。税金を使って、それで困っている方々にそういうふうに貸したりするわけです。皆さん方は、市民の税金の負託を受けていろんな事業を

行うわけなので、原課さんだけではないとは思いますが、考え方というものをもうちょっとしっかり持っているとは思っているのですが、対応の仕方を考えたほうがいいのかという気がするのですが、どうです、部長。

（都市整備部長）この市営住宅の滞納の状況でございますけれども、3カ月以上の滞納者が今現在、先年度末で311世帯のうち29世帯ということで、パーセンテージ的には9.3%の方が滞納しているというような状況の中で、特に顕著な、先ほど申し上げましたけれども、1人では百四十何万とかとためている人がいて、実際には10万円以上の方が25件程度で、大半がこの人たちの幅の中に入っています。ですから、10%程度の方が滞納している中では、やはりこういった方の当然滞納した理由は、一部の方につきましては長期入院による収入がなくなったとか、リストラによって収入がなくなって払えないという方も往々にしているのです。ですから、そういった方々に故意にとるということもまたちょっといろんな面では、市営住宅の趣旨からいくと、ちょっとそぐわない面はあるものの、やはり長年どうしても前から累積された滞納がたまってしまった結果、なかなか最近のものが払えなくて、古いやつから払って行って、現年度分が残っているというのも結構多いものですから、今現在住宅政策等におきましては、ことしの3月にはこういった滞納の処理要綱を具体的につくりまして、具体的に例えば3カ月以上過ぎたら督促、催促を送って、4カ月ごとに再催告を送るだとか、文書的に明記をして、段階的に事務処理を明確に基準を設けて処理をしていくということを今現在考えております。その一つの一環として、先ほどちょっと申し上げましたけれども、ある程度長期、長い間ためている方については法的措置を介して、そういった徴収事務を徹底していきたいというようなことも踏まえた中で今後徹底していく必要があるのかなというふうに考えておるところでもございます。このようなことで今後はある程度、幾らかでもこの金額が減るように都市整備部全体として考えていかざるを得ない問題かなというふうに考えているところでございます。

（秋谷）いろいろ要綱等定められて全体的な動向でそういう対応をとる

ようになってきたのですけれども、結局1件が10件なのですよね。隣がそうだったら、何で、うちだってというようなものが今の悪い風潮の部分としてあるやに思うところもあるので、やっぱり何か月後かにと、1回目からしっかり対応していくことができますでしょうか。督促の次に催促でしたっけ、何かやっていくのでしょうかけれども、最初の根を掴まないとだめですよ。

(都市整備部長) 確かに言われるとおり、正直言って最近の状況を見ている、入った当初から滞納という方もいらっしゃるのです、実際に。そんな関係で私ども当然最初の前段としては、そういった方については当然納期限を過ぎて30日以内にはまずもって督促または臨宅をして、払ってくださいと。あと、保証人にも言っています。それで、なるべくそういう芽を潰そうということは当然のごとくやっているところなのですが、やはり保証人といいますが、その方の保証人だけでその人の代理で払っていただけるという方までなかなかないもので、私どもではやっぱりいろんな手を介しながら、そういった保証人にも請求書も全て送ったりして今現在やっているところですので、なるべくそのようなことも配慮しながら今後のこういった徴収を進めていきたいというふうに考えております。

(秋谷) 217ページの共和一箕田線の整備事業の関係で、これは一般質問でうちの大塚議員もやっているところだから、余り聞くのもあれなのですけれども、この測量設計委託料の内訳だけ教えてもらえますか。どういった内容をやったのか。

(道路課長) これにつきましては、市としても事業化へ向けて、地権者の合意形成に向けて現在努力しているというところの中で、地権者の中で、全体的には田んぼの中を通る道路ということで畑とか田が分断されると、残地処理とか困るといようなお話がございました。この中でも今回の25年度の設計のほうも、やっぱり分断されることによって用地が、残地が半端に残っても困るといような協議の中で、なるべく残地を減らすということで道路線形、交差点設計の見直しをかけて行ったものが今回の25年度の事業ということでございます。

(秋谷) そうすると、道路上に当たる方々の意見を酌んで設計をされたということは、かなりの部分でそしたら明るい見通しが持てる結果になりそうですか。

(道路課長) こればかりではなくて、やはりいろんな要望等、事業に賛同してもらうために一つ一つ潰していくということも大事だと思うのです。これだけではなくて、ほかにもいろんな意味で事業の全体の担保と申しますか、国道17号まで2キロあるのですけれども、この事業化であるとか、そういったいろんな考えの方もいますので、とりあえず一つ一つそういった要望に応じていければと、合意形成に向けて。そんな考えです。

(秋谷) 225ページに行っていたら、三谷橋一大間線なのですけれども、先ほどの加藤委員の質問の中で30%程度の進捗率だというお話だったのですが、皆さんもよくよくもう承知なのではしょうけれども、この三谷橋一大間線の地下の1期工事の部分の効果が出てきて、大変羽生県道の渋滞がひどくなってきたように思うのです。それで、今1期が終わって2期目をやっていて、今後そういった影響が考えられるようなものに対する調査というのは考えているのでしょうか、この2期をやる中で。というのはないですか。

(道路課長) まず、鴻巣市としますと、鴻神社前の交差点の改良、今回は市のほうの事業あるいは中山道の都市計画道路、現状が11メートルなのですけれども、将来的には16メートルになるということで、そういう将来形に合わせた拡幅ということで県のほうも動いております。さらに、宮地の交差点につきましては、17号から旧川里地域のほうへ向かう約100メートルを県のほうで、県道ですから、県のほうでことしから物件調査を始めて、順調にいけば少し用地のほうも進展があるのかなというふうに思って、市のほうと県のほうでちょっと共同しながら渋滞の緩和に向けた事業のほうを進めていきたいということで現在のところ考えております。

以上です。

(秋谷) 231ページの東口駅通り地区の再開発事業で、これ私の記憶がも

う飛んでしまったので、ちょっと改めて詳しく教えてもらいたいのですけれども、代替用地の145.03平米というのはキタオカさんのところの裏手のほうの土地の案件でしたか、これ。ちょっとこのところだけ教えてもらいたいのですけれども。記憶が曖昧になってしまって。

（市街地整備課長）代替用地を購入した場所ですか。駅東通線と旧中山道、駅から真っすぐ旧中山道に向かいまして、前ありました、今もう閉店になっているミスタードーナツがありました、角に。その反対側で、今公園になっているあそこの部分の代替取得です。

（秋谷）そうすると、今駅通り地区で権利者の方々が今後どういう計画で、中にはあの中に残す方もいれば、外に出る方というのもいらっしゃると思うのですけれども、そういった部分で新たに代替地を考えていく計画というのはあるのでしょうか。

（市街地整備課長）先ほど駅前のところを取得して、暫定的に、あれだけの角地ということで、いつでも代替地として提供できる公園整備にしたのですが、業務委託費のほうで昨年旧中央図書館の解体の委託の設計まで起こしました。その後、起債等の対応ができるのではないかとということで旧図書館を壊さず、図書館を現在市の市街地整備課のほうで一応鍵を預かって、一定程度草をむしったり、管理はしているのですが、今後駅通り地区の地元権利者の方で、もし代替地として取得が必要ということが、まだ具体化されていませんけれども、そういう方が出てきた場合には一定程度解体をして、どうしようかという方向まだ決まっていますが、一つの選択肢として旧中央図書館の跡地を代替地としてというのも考えております。ただ、将来的にはそこを公募かけて売るか、また駅通り地区の希望者への代替地ということで、具体的にはまだ決まっておられません。あと、そのほか駅通り近辺には5カ所ぐらい代替地として市街地整備課で管理している土地がございます。

以上です。

（秋谷）あと5筆ぐらいほかに管理している土地があるというようなお話がありましたけれども、駅通り地区の中の一部の人だと、やっぱり図書館のほうだと商売を継続するにはちょっとなという話をちょっと小耳

にしたことがあるのです。その管理されている5筆というのは、商売に適したようなあれなのでしょうか。

（市街地整備課長）現在市街地整備課で管理している土地が、まず宮本通線から入ってキタオカパン屋さんの裏、それと駅の線路と並行しております交番の隣にございます。現在馬等で困っておるわけなのですが、喫煙室が新たにできたその前と、あとしまむらのパーキングの斜め前ぐらいなのですが、ブルーシートで今防草シート張っておるのですが、それとあと狭いのですが、駅前のそば屋さん、たきのやさんの斜め反対ぐらい、ちょっと狭いのですが、そういう形で何か所かは駅近隣の中で市街地整備課では一応管理をしている土地があります。ただ、権利者の方も今後はそういう方がいれば、皆さん公平に、こういう土地がありますということはご提供しなくてはならないと思うのですが、具体的な今後の利用も含めて個人個人のまだ考えがまとまっていない方おりますので、一括して皆さんに提供といいますか、公開する時期は近々しなくてはいけないかなと思っております。その後、希望があれば、代替地の売却ということも視野に入れて事業を進めていかなくてはならないと思っております。

（秋谷）233ページの都市下水道維持管理事業の中で、石田川都市下水道なののですが、あそこは馬室の災害の危険地域に、土砂等の、近い部分なのなのですが、管理状況、今のところまるで問題がないですか。私の記憶の中だと、何年前かな、岡崎清敏さんがいたころだから、あそこ補修工事をした記憶があるのですが、全体的にこの都市下水道の管理状況というのは良好なのでしょうか。

（下水道課長）ただいまの石田川都市下水道でございますが、今言われたのはな通りから荒川に向かった部分かと思えます。その部分については、護岸等損傷しているような箇所はございません。ただ、1カ所、下流部分の張りブロックが1つ、2つ抜けて落ちているところはございました。それにつきましては、今年度補修という形をとらせてもらっていますので、そのような形で維持管理をしております。

以上です。

(秋谷) では、後でまた詳しく教えてもらって、あともう一つだけお伺いしますけれども、237ページの中の市営住宅の調査委託料の中で、耐震診断で宮前と新宿を対応したという説明だったと思うのですけれども、診断結果はいかがだったでしょう。

(建築課長) 調査結果につきましては、本体の耐震診断については支障はないということで、高架水槽の構造に、支持方法ですか、問題があるということで、平成27年度に設計及び工事をさせていただこうという考えでございます。

(秋谷) あとは、前々からこの市営住宅というものの今後のあり方というものをどう考えたらいいのかなというふうに思っているところがあって、ぜひ藤間部長にご教示を願いたいのですけれども、今後こういう行政がそういった方々に提供する住宅のあり方というのはいかがなものでしょう。先ほどの滞納の件があったり、あるいは建物の老朽化の面があったり、今までどおり市が現状を維持するにしても、例えば常光の下谷のほうの市営住宅は結構老朽化がきついですよね。そういった面も含めて、例えば登戸のように、ある程度集合的にまたどこかに場所を設けて、市営住宅というシステムを維持してやっていったほうがいいのか、それとももう徐々に徐々にそういったもののスタンスを離れて行って、民間借り上げ的な、あくまで市が間に入って、民間との差が出てしまう部分があるでしょうから、そういった部分を埋めてあげるとか、どうも決算を私個人的に見ていると、建物の老朽化等あるので、ちょっとこういう決算のたびにそういう方向性というものを考えていけないのではないのかなというふうに思うものですから、ぜひ藤間部長にそのあたり何かお考えどういふものがあるか、お答えいただけたらと思うのですけれども。

(都市整備部長) 今現在鴻巣市の市営住宅の現状を申し上げますと、8団地で352戸を所有しているというような状況でございます。この数等の状況につきましては県内で15位、大体上位のほうに位置づけられているというふうな形で、ある程度住宅施策としてはいいほうかなというふうには考えているところです。しかしながら、この352戸のうち、先ほどち

よっと名前が出ましたけれども、下谷住宅と原馬室住宅がかなり古いものですから、新たな入居は停止をしております。今現在いる方々が退去されるごとに取り壊しをしていかざるを得ないだろうということで、そうしますと残りが約250戸ということで、250戸につきましてはまだそれでもおおむね県の大体中間ぐらいにあるというようなことで、この数字程度を今後も少し維持していけば、鴻巣市の市営住宅の施策はある程度一定の水準は確保できるのかなというふうには考えているところです。特に最近では、市内の市営住宅の中でも登戸ですとか、人形町団地が新しいものですから、そのうち。そこに結構意外と入居者の希望が多く、そちらについては、先ほどちょっと出ましたけれども、母子ですとか、父子世帯の優先入居で入居させていただいている、または高齢者の優先で入らせていただいているというような状況等もありますので、そういった新たなものも含めて、残った6団地についてはある程度維持管理をしつつ、今後もその中で住宅供給を、いわゆる低所得者の住宅供給というような施策ありますので、そういった中で維持していく必要があるのかなと。さらに、今後ともその需要が高まって、必要があれば新築というようなこともちょっと、なかなか金銭的には建設費もあるし、維持管理費もかなり、現状的には維持管理費がかなりかかっています関係で新設というのはなかなか難しいですので、民間のアパート等の借り上げのそういった市営住宅供給、そういったこともある程度需要があれば考えていく必要もあるかなというふうに思いますけれども、現状ではその250戸の中で、現在では311世帯入居していただいていますけれども、その2つの入居停止しているものがなくなったとしても、ある程度の水準は維持できますので、最低限その6つを維持しながら今後当面様子を見ていきたいというふうに私は考えております。

(秋谷) 質問して市営住宅はオーケーなのですけれども、ちょっとせつかなので、吹上の副支所長さんと、あと川里の副支所長さんお見えですので、要は住民の方からいろんなご相談、ここでいったら道路関係で、あるいは水路であったり、いろいろご相談があるかと思うのですけれども、いかがです。おおむねうまく皆さん方に来たご要望は当然こちらに

持ってきていろいろ相談する中で、いろいろ解決していただいていると思うのですが、住民の方々の何かあれってありますか。強い要望というか、あるいはすごい不平不満だとか、そういったの何かありますか。せっかくお越しなので。

(川里支所副支所長)基本的に今多い相談というのが道路の陥没だとか、補修をしてほしいと、それから草刈りをしてほしいとか、それから公園を使うに当たって草が生えているから、そういう相談というのがかなり多いということで、それを本課のほうに上げまして、すぐ対応はしていただいているということで、市民の方からのその後の例えば苦情なりというのはありません。ですから、それ以外の大きい相談というのは、昨年についても、ちょっと資料見たのですが、それは載っていなかったということで、今年度についても難しい相談というのは今のところ来ておりません。

以上です。

(吹上支所副支所長)吹上支所で苦情処理簿というのを設けておりまして、本委員会関係、一応35件ということで、全体数が134件なのですが、35件で一番多いのがやはり道路補修に関するものが9件、あと公園で特に街路樹、公園の街路樹の害虫駆除だとか、そういったもの、これが8件、道路補修がさっき言った9件、公園の街路樹の関係が8件、それと市道の雑草だとかの関係、こういったものが8件というような、そんな順です。やはりその他苦情、要望等は、本庁の担当課につないで、迅速に対応するように心がけております。先ほどから出ている市営住宅についても、やはりこちらのほうにも要望等が寄せられますが、建築課のほうに直ちにつないで、迅速に対応しておるのが現状でございます。

(建築課長)先ほど加藤委員のほうから質問いただきました2項道路の後退の割合の関係につきましてお答えしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員長)はい、どうぞ。

(建築課長)鴻巣市の場合には、4号建築物、いわゆる木造の場合で2階建て以下、延べ面積500平米以下、高さ13メートル以下かつ軒の高さが

9メートル以下の建築物または木造以下の建築物で1階建て、延べ面積200平米以下の建築物で劇場など不特定多数の人間が出入りするような用途の部分が100平米を超える場合に4号建築物になりませんという類いの中の物件を取り扱っております、この取り扱っている件数が民間、市合わせまして700件ございます。この後退要綱に基づく申請が28件ございますので、割り返しますと、全体割合としては4%という形になります。ただ、その700件の中で全てが2項道路に接しているという物件ではございませんので、例えば開発に伴う4メートル以上の道路に接している物件も含まれておりますので、このような数字になっております。以上でございます。

(田中) それでは、歳入のほうで何点か聞かせていただきたいと思うのですけれども、まず21ページ、市道及び水道敷の占用料というのが7,800万ぐらい入っているのですけれども、これから駅前とか何かで要するに地中化になった場合には、これがどんどん減っていくのかなという疑問が生じたので、その辺ちょっと確認をしたいのですけれども。

(道路課長) この電線でございますけれども、電柱とかは占用料1本当たり幾らということでしたくのですけれども、電線については免除ということで、電線についてはいただいております。

(田中) もう一回お願いします。

(道路課長) 電線が地中化になることによって占用料が減るのではないかとということでございますよね。これにつきましては、電線については占用料は免除ということで減免措置を行っております。

(田中) 要するに減るといふふうに解釈していいのですよね。当然電柱がなくなるのだから、電線もなくなって、将来的にはその収入が減るといふふうに解釈してよろしいですか。

(道路課長) はい。

(田中) わかりました。

市営駐車場の関係が載っていると思うのですけれども、使用料なのですけれども、これ25年度で、26年、ちょっと今割と駅前の活性化ではないのですけれども、幾らか活発に動き出したと思うのですけれども、この使

用料の推移というのはふえる見込みが望めるのでしょうか。

(市街地整備課長) 今のご質問は、駅東口の第1駐車場、第2駐車場の
… …

(田中) 第1と第2ですね。はい。

(市街地整備課長) 第1駐車場に関しましては、冒頭説明のときに申し上げましたが、19年度からオープンをいたしまして、19年度は10月だったのですが、20年度以降毎年の累積台数等は顕著に伸びております。また、第2駐車場も同様に、今年の活動センター並びにシネマのオープン等によってかなり相乗効果ということで、両方とも順調に伸びております。また、そういうことでこの決算の中でも売り上げといたしますか、経費は含まれている中なのですが、1億からの売り上げがあるということで、決して落ち込んでいるのは震災のときだけ若干落ち込みましたけれども、伸びております。

(田中) 駅前が活発になって駐車場が伸びているということの答弁がありました。あと、ちょっとこれ微妙な考えなのですけれども、銀行ができて自前の駐車場がちょっと少ないということで、お客さんに駅前を利用してもらったほうがいいのか、ほかにも有料の駐車場あるのですけれども、駅前を利用する向きで銀行さんのほうがちょっとあえて駐車場を狭くしたのか、ちょっとその辺がいろいろな意見を言う人がいるので、微妙なのですけれども、市のほうとしてはどういうふうにならざるにちょっとその辺考えられるのでしょうか。

(市街地整備課長) りそなさんのことだと思うのですが、旧店舗から新店舗に昨年店舗替えしました。そのときに近隣の中でりそなさんは自前の駐車場を確保するというので、かなり近隣を探していたみたいです。しかしながら、オープンと同時に駐車場を確保できないということで、割引券等含めてエルミこうのすの東口の第1、第2駐車場をお客様の割引券使用で無料で使わせていただきたいということで、3カ月間においては使用をしておりまして、サービス券を購入していただいて。その後、すぐ隣といたしますか、そこに確保できたということで、東口の駐車場は基本的には利用しないということで、現在自社の中での駐車場でお客さ

んの対応していただいているというのが現状でございます。

(田中) では、今の件は終わります。

次に、23の建築確認申請手数料の関係なのですけれども、鴻巣市の建築確認、去年とことしで建築主事が今非常勤になっているということで、人件費等が少なくて済むのではないかとかというような話がちらっと出るのですけれども、今のページ以外にもちょっと事務関係のがどこかに載っていたと思うのですけれども、その辺の経費的なというか、処理上の動きというのはどのように今後見込んでいるのでしょうか。

(建築課長) それは、人件費という形でよろしいですか、それとも確認申請の取り扱いと……

(田中) とりあえず人件費で。

(建築課長) 人件費につきましては、ちょっと私ども今把握しておりませんので、職員課に確認しまして、後日ご報告させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(田中) では、あと書類の関係は伸びがどうなのかということは今答えられますね。

(建築課長) 建築確認の申請件数につきましては、平成24年度につきましては571件ございました。平成25年度につきましては700件という形で、全体で約23%の増となっております。ただ、全てこれが私ども鴻巣市で確認をおろしたものではありませんので、その辺は添えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

(田中) それでは、人件費の関係は後で答えるということでありまして、次に進めさせていただきたいと思うのですが、滝馬室と原馬室の区画整理の関係なのですが、ページが見当たらないのですけれども、先ほど滝のほうは地区計画でやるとかという話があったと思うのですけれども……

(233かの声あり)

(田中) 221にもあるかな。原のほうは、荒川左岸通線がもうさっき加藤委員の言っていた分家通りのほうまでぶつついて、あっちのほうはほぼ

終わっているのではないかと思うのですけれども、滝のほうの言っているものというのは、氷川町の部分ではないのですか。残された氷川町の中で滝馬室が残っている部分のところではないのですか。隣接している今の荒川左岸通線のほうのぶっついている、抜けるところの部分のことと。

(道路課長) 荒川左岸につきましては、これは街路事業ということで、280メートル今用地買収のほう……

(何事か声あり)

(道路課長) ページは225ページです。

(都市計画課長) 多分221ページの滝馬室地区市街地整備方針の話だと思うのですけれども、そちらにつきましては次年度以降測量費を計上させていただいて、順次整備に着手していきたいと考えております。

(田中) 次に行かせていただきます。さっきも何度か出てきている三谷橋一大間線の2期工事の関係なのですから……

(委員長) ページ数お願いします。

(田中) 225ページです。先ほどもいろいろ道路課長のほうから説明がありまして、方向、旧中山道と三谷橋一大間線の旧中からバイパスの間が混むと話、あとちょっとその先のゴウショーのところも当然向こうからも混むと思うのですけれども、とりあえず今鴻神社脇あたりの交差点の改良を最優先にやる予定なのですか。

(道路課長) 先ほど秋谷委員さんからもちょうどそのアンダーパスを通った先の三谷橋一大間線2期工事で渋滞しているというお話があって、ちょっと舌足らずで申しわけなかったのですけれども、最近交差点の直近付近が用地のほうで契約して、引き渡しになりますので、年度内に避譲帯という形、暫定形なのですから、渋滞の軽減という意味合いで暫定形の避譲帯という形で右折車両が何台かとまれるような形で、少しでも渋滞緩和、軽減ができればということで予定しております。これは、年度内ということで予定しております。

以上です。

(田中) 今の場所の確認なのですが、バイパスのほうから来て、鴻神社

を左に見て、その右折のほうをつくるというふうに解釈してよろしいのですか。

(道路課長) おっしゃるとおりでございます。もともとは丁字路だったものですから、右折車両、前から来ませんから、どんどん右折はできたのですけれども、今度はアンダーパスが通りましたので、交差点になりましたから、そのところを右側のところを用地確保できましたので、そこを整備していくということでございます。

(田中) それは、今できるということで大変ありがたいことなのですが、あと旧中山道の上り、下りの部分のどうしてもやっぱりちょっと余裕がないので、そちらのほうの見通しについてちょっとお聞きしたい。

(道路課長) これにつきましては、県道ということで県のほうで整備を行っていくということで、24年度に1度説明会をやりまして、事業の進展を図ろうとしたわけなのですけれども、合意形成に向けてところで今なかなか権利者からの合意が取りつけられないということで、ちょっととまっている状況でございますが、これにつきましても埼玉県の方と十分協議しながら今後各交差点、駅通りの入り口、三谷橋の交差点等を早期に改築、改修できればということで、県のほうと引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

(田中) それでは次に、229ページ、ふるさと総合緑道の関係なのですが、今途切れ途切れという言い方をしてはあれなのですが、事業をやっていると思うのですが、今までの以外にこれからやるというものに対してちょっとお聞きしたいのですけれども。

(都市計画課長) 今後のふるさと緑道の計画につきましては、免許センターの横の橋梁を設置したりとか、元荒川沿いの道路を整備したり、野通川の管理道路ですか、それについて整備を順次進めていきたいと思っております。

(田中) 次に、上谷総合公園に関して今、先ほどもちょっと予定というか、出ていたと思うのですが、例の t o t o の関係の照明の関係が。それは、先ほど答弁をいただいて、当たらなければ次の年という話

があったと思うのですけれども、あと手前のほうのスケートボードでしたっけ、スケートの関係の予定と親水の関係というのは、事業計画というか、その辺はどうなっておるのでしょうか。

(都市計画課長) 旧プール跡地についてのスケートボードとかについてですけれども、一応今年度中に整備が、遊具設置、あずまや、トイレ、親水施設、スケートボードですか、それについては一応今年度中の完成を今目指しております。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 4 時 0 9 分)

_____ ◇ _____

(開議 午後 4 時 1 0 分)

(委員長) 再開します。

では、本日はこれにて散会というふうにしたいと思いますので、ご苦労さまでした。

(散会 午後 4 時 1 0 分)